

20 小原台地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区	
		低層住宅A地区	低層住宅B地区
(1)	建築物の用途の制限	住宅(長屋を含む。)、兼用住宅(事務所並びに日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店並びに理髪店、美容院、クリーニング取次店、貸衣装屋、貸本屋、洋服店、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗並びに自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐店、菓子屋その他これらに類するもの並びに学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設並びに美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房を兼ねるものに限る。)、診療所(患者の収容施設を有するものは除く。)及びこれらに附属するもの	住宅(長屋を含む。)、共同住宅、寄宿舍、法別表第2(イ)項第9号に規定する公益上必要な建築物及びこれらに附属するもの
(2)	建築物の容積率の最高限度		
(3)	建築物の建蔽率の最高限度		
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル(長屋及び共同住宅については、150平方メートル以上で、かつ、1住戸当たり75平方メートル以上とする。)	150平方メートル(長屋及び共同住宅については、150平方メートル以上で、かつ、1住戸当たり75平方メートル以上とする。)

(5)	壁面の位置の制限		
(6)	建築物の高さの最高限度		
(7)	建築物の形態又は意匠の制限		
(8)	へい等の構造の制限	へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状のもの	へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状のもの